

中山間地域等直接支払制度の検証等の進め方

国の第三者機関における検証事項等

前回資料

国の第三者機関(中山間地域等総合対策検討会)において、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、現行対策の実施状況等の全体的な検証及びこれらを踏まえた17年度以降の対応についての課題の整理を行う。

中山間地域等をめぐる諸情勢の変化
制度発足時と比べた中山間地域等の農業・農村の状況や役割

現行対策の実施状況等の全体的な検証

ア 協定締結前後の農業生産活動等の変化

イ 対象地域、対象農用地、対象行為等についての取組状況

ウ 現行対策の成果

及び を踏まえた17年度以降の対応についての課題の整理

(参考)

食料・農業・農村基本法(平成11年7月16日法律第106号)

(中山間地域等の振興)

第三十五条

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

集落協定等の活動に関する検証

1. 耕作放棄地の発生防止の状況
2. 耕作放棄地の復旧、維持・管理の状況
3. 集落協定の地目別取組状況
4. 協定に基づく活動状況
5. 共同取組活動に係る交付金の活用状況
6. 交付金の個人配分に係る活用状況
7. 集落協定の規模別取組状況
8. 共同取組活動での多様な主体との連携状況
9. 個別協定の取組状況

制度の対象地域に関する検証

1. 都道府県特認基準の設定の内容及び活用状況
2. 8法指定地域外の特認基準の設定状況

交付金の交付対象となる農用地(対象農用地)に関する検証

1. 市町村長裁量要件の適用状況、市町村基本方針に定めている対象農用地の範囲
2. 農振農用地区域に編入することにより対象農用地の要件を満たすことになった農用地の状況
3. 対象農用地に含まれる限界農用地の活用状況

協定の期間について(「5年間」の協定期間)

交付金返還免責事由

交付金交付の終了状況